

障害福祉に関する市単独事業再構築について

1. 障害福祉に関する市単独事業再構築検討会の提言書に示された再構築案(要約)

(1) 障害者手当と難病患者福祉手当

⇒ 障害者手当と難病患者福祉手当は、その金額を統一し、現行制度から著しく低下させない額。

障害等級等の支給条件は、現受給者の混乱を招かないよう、現在と同一条件。今後は、社会情勢を考慮しつつ、対象となる障害種別の拡充に努められたい。

(2) 心身障害者ガソリン費補助と心身障害者タクシー費補助

⇒ 心身障害者ガソリン費補助と心身障害者タクシー費補助は、2つの補助を一本化し、「(仮称)移動に関する手当」として創設する。手当額は、市の限りある財源を有効に配分することも考慮する必要はあるが、現在のガソリン費、タクシー費の利用状況に鑑みて、現行の予算規模を最低限維持することに努められたい。

※ 所得基準は、大半の委員さんから、「課税か非課税かではなく実質的な収入で判断すべきだが、市の確認にも限界があることから、僅かな収入の差で制度の対象外となっている方を救済できるよう工夫すべきである。」との意見をいただいている。

2. 市としての再構築

(1) 障害者手当と難病患者福祉手当

⇒ それぞれの制度は残しつつ、手当額を(注) 6,000 円/月に統一し、障害等級等の支給条件は、現在と同一とする。

所得条件は、障害者・扶養義務者ともに非課税から、均等割のみの課税も認めるほか、所得制限の対象とする扶養義務者の定義を成年の場合は配偶者、未成年の場合は両親とする所得制限の緩和を行い、受給資格を拡大する。

(2) 心身障害者ガソリン費補助と心身障害者タクシー費補助

⇒ 両補助は、日常生活のために必要とする公共交通機関等を利用する際に生じる費用の支援を目的として、(仮称)移動費用支援手当として一本化し、手当額は、認定者の平均支給額(約 1,294 円/月)を考慮しつつ、手当額を(注) 1,500 円/月とし、障害等級等の支給条件は、現在と同一とする。

所得条件は、現行タクシーは障害者及び扶養義務者ともに住民税非課税の条件、ガソリンは障害者が住民税非課税、扶養義務者が所得額 360 万 4,000 円以内の条件を、(1)と同様の所得制限に見直す。

手当とすることで、公共交通機関の利用にも対応可能となり、利便性が向上し、これまで以上に障害のある方の社会参加の促進(移動手段の多様化に対応)のほか、領収書を保管し、請求期間(年 3 回)に窓口で請求にくる必要がなくなるため、障害のある方の負担軽減につながる。

(注) 本資料における支給金額は、現在、障害支援課で検討している予算要求の手当額です。